

# 富山市上下水道局告示第164号

## 入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和4年8月22日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工事名	富山公共下水道浜黒崎浄化センター管理本館建築電気設備改修工事	
工事場所	富山市浜黒崎地内	
工事番号	公共42	
工事完成期限	令和5年12月1日	
工事概要	<p>1 自動火災報知設備 1式 2 拡声設備 1式 3 電灯設備 1式 4 雷保護設備 1式</p>	
予定価格	<p>17,100,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)</p>	
審査基準日	入札参加資格の審査は、令和4年9月2日時点の事実をもって行うものとする。	
入札参加	地域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業種	電気
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された電気工事の総合点数が670点以上970点未満であること。

資格	施工実績 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の電気設備工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
配置技術者	1 2級電気工事施工管理技士と同等以上又は電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する資格を有する者（以下「2級電気工事施工管理技士等」という。）を配置できること。 2 契約時において、他の工事の専任技術者でないこと。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。
調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	2級電気工事施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（当該工事の業種以外の業種の技術者を含む。）でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
その他	富山公共下水道浜黒崎浄化センター管理本館建築機械設備改修工事の入札の落札者は、この入札の落札者となることができない。
入札及び契約 を担当する課	富山市上下水道局契約出納課
契約条項等の 閲覧期間	令和4年8月22日から同年9月2日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対 する質問期間	令和4年8月22日から同月29日まで

質問に対する回答期限	令和4年8月31日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和4年9月2日午後5時00分
開札日時及び場所	令和4年9月6日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有 今年度における請負代金の支払の限度額は、契約額の概ね10分の7とする。